

12月3日水～12月9日火は「障害者週間」です

誰もが地域で安心して暮らすことができるまちをめざして

「障害者基本法」では、毎年12月3日～9日を「障害者週間」と定めています。この期間は、障がいのある人が社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に参加することを促進するとともに、障がいのある人に対する関心と理解を深める活動が実施されています。

「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」（障害者差別解消法）では、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重して暮らせる共生社会の実現をめざし、不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮について定められています。

また、「障害者虐待防止法」では、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、生命に重大な危険がある場合だけでなく、「虐待を受けているかもしれない」という疑いの段階で速やかに通報する義務があり、障がい者の尊厳を守り虐待の早期発見・未然防止に努めることとされています。

「障害者週間」を機会として、障がいのある人への関心と理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりについて考えましょう。



◆問い合わせ先 福祉保健課 福祉担当 ☎ 0748-52-6573

めざそう！ 一世帯一日 100gのごみ減量

年末年始の

ごみは計画的に出しましょう

年末年始の清掃センターへのごみの持ち込み可能日をお知らせします

年の瀬が近づき、大掃除などで大量のごみを一度に出すと、クリーンわたむき（日野清掃センター）や能登川清掃センターが大変混み合います。年末・年始にかけてごみを出す場合は、一度に出さず計画的に出すようにお願いします。

★3Rの推進について

地球環境への負担を低減するため、ごみの発生を減らすとともに、ごみを適切に分別し、資源として有効利用する3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組みましょう。

年末年始の予定

	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
クリーンわたむき	×	○	○※	×	×	×	×	×	○
能登川清掃センター	○	○	○※	×	×	×	×	×	○

○…搬入可能 ×…搬入不可

※30日(火)は15:00までに搬入してください。

- クリーンわたむき（日野清掃センター） 8：30～12：00、13：00～16：30

燃えるごみ、可燃性の粗大ごみ

- 能登川清掃センター 8：30～12：00、13：00～16：30

燃えないごみ、不燃性の粗大ごみ、可燃性の粗大ごみ

- ・詳しくは、日野町資源・ごみ収集カレンダーをご覧ください。

- ・清掃センターへ直接搬入される場合は、搬入許可書が必要です。事前に交通環境政策課（閉庁日は日直室）で手続きをしてください。



中部清掃組合ごみ分別辞典

◆問い合わせ先 交通環境政策課 環境政策担当 ☎ 0748-52-6578

寒い季節がやってきました

水道管の凍結にご注意ください

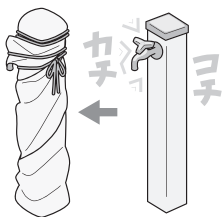
冬期間にかけて、気温が氷点下になると水道管が凍結しやすくなります。長期間留守にする場合や水道を使用しない場合は特に注意が必要になりますので、防寒対策をお願いします。

特に凍りやすい水道管

- ・屋外に露出している水道管
- ・風当たりが強く、日かげにある水道管
- ・建物の北側にある水道管

水道管の凍結を防ぐには

水道管に保温チューブや布などを巻いて
ひもで結んでください。



メーターボックス内は空洞になっていて水道管が露出している状態です。発泡スチロールや新聞紙、布をビニール袋に詰め、たものをメーターボックスの中に入れてください。

水道管が凍結して

水が出ないときは

凍結した水道管を熱湯などで急激に温めると、水道管に亀裂が生じることがあります。水道管や蛇口などの凍結している部分にタオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけて徐々に溶かしましょう。

水道管が破裂した場合には

メーターボックス内の止水栓を閉めて水を止め、日野町の指定給水工事業者へ修理を依頼してください（修繕工事費用は個人の負担となります）。



日野町指定
給水装置工事
事業者一覧

◆問い合わせ先
上下水道課

上水道担当

☎ 0748-5216576

みんなで支えあう

国民健康保険

医療費の節約にご協力をお願いします



皆さんからの保険税は医療保険の財源の一つですが、医療費が増えると、保険税も上がります。医療機関の適正受診などにより医療費の節約にご協力ください。

重複受診を控えましょう

同じ病気で同時期に複数の医療機関にかかること、そのたびに初診料が必要になり、前の医療機関と同じ検査や処置・投薬などを行うので医療費にも体にも負担がかかります。

平日の時間内に受診しましょう

休日や夜間などの時間外診療は、医療費が高く設定されています。緊急時以外は平日の時間内に受診しましょう。

かかりつけ医・かかりつけ薬剤師をもちましょう

かかりつけ医とは、健康状態などを把握し、健康管理や

保健指導を行う医師のことです。必要に応じて専門医に紹介状を書いてもらえます。かかりつけ薬剤師では、複数の医療機関で処方箋をもらっている場合に、薬の飲み合わせなどをチェックしてもらえます。

聞きたいことや伝えたいこと（既往症、自覚症状、薬、アレルギー等）を事前にまとめておくこと、医師や薬剤師にすぐに相談できて安心です。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が、これまで効き目や安全性が実証されてきた新薬（先発医薬品）と同等の効能を認めたもので、開発費が低く抑えられるため低価格になります。

なお、令和6年10月から、ジェネリック医薬品がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、医療費の自

己負担分に特別の料金が加算されています。医師や薬剤師と相談の上、ジェネリック医薬品の積極的な利用をお願いします。※先発医薬品を処方する医療上の必要がある場合、認められる場合は、特別の料金は要りません。

ポリファーマシーを防止しましょう

ポリファーマシーとは、多くの薬を服用することにより副作用などの有害事象を起こすことです。

マイナ保険証を活用すれば、過去のお薬情報や健康診断の結果を確認することができ、重複処方や多剤服用の防止につながります。ぜひマイナ保険証をご利用ください。

※薬局等にお薬手帳を持参する場合は、必ず1冊にまとめましょう。

※薬のことでわからないことがあれば、医師や薬剤師に必ず相談しましょう。

◆問い合わせ先

住民課

保険年金担当

☎ 0748-5216584